

熊本県職員の定員管理の基本方針

令和2年（2020年）5月

熊 本 県

熊本県職員の定員管理の基本方針

令和2年（2020年）5月

第1 基本的な考え方

1 趣旨

- ・ 本県では、昭和60年の第一次行政改革以降、計画的な定員管理を継続的に行いながら、簡素で効率的な行政体制の整備を進めてきた。特に平成17年度の行財政改革基本方針以降、厳しい県財政状況を背景とした定員管理を進めてきた。
- ・ 今後、熊本地震関連事業の県債償還が本格化していくことを踏まえ、これまで以上に将来負担を意識した財政運営を行っていく必要がある。また、人口減少が見込まれる中で、継続的に行政サービスを提供していくため、引き続き、簡素で効率的な行政体制を目指していくことは普遍的な課題である。
- ・ 一方で、平成28年度に策定した「熊本地震からの復旧・復興に向けた熊本県職員の定員管理の基本方針」では、熊本地震からの復旧・復興を県政の最優先課題と位置づけ、他都道府県からの応援職員の受入れや任期付職員の採用など、あらゆる手法を活用して、必要な人員を確保してきた。
- ・ 引き続き、被害が大きかった益城町における土地区画整理事業などの取組みを進め、速やかな復興を果たしていくための行政体制の確保が必要である。
- ・ また、世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症対策にも適切に対応していく必要がある。
さらには、社会環境の変化に応じて県に求められる役割も増している。例えば、今後の人口減少や少子高齢化を見据えて、市町村の行政サービスを維持・向上させていくため、県には、これまで以上に踏み込んだ取組みが求められている。
加えて、全国的に大規模災害が頻発する中での広域的な応援体制の強化や、深刻な社会問題となっている児童虐待の対策強化など、県の役割の重要性も増している。
- ・ 今後の定員管理においては、引き続き、人口減少を念頭に置いた簡素で効率的な行政体制を目指しながら、熊本地震からの復興を着実に進め、また県が果たすべき役割の拡大にも的確に対応できる体制を整備するため、必要な職員を確保する観点が必要である。
- ・ 以上を踏まえ、引き続き、熊本県職員の計画的な定員管理を進める。

2 取組の期間

- ・ 定員管理の計画期間は、4年間とする。
[令和2年（2020年）4月1日～令和6年（2024年）4月1日]

第2 行政運営における当面の見通し

1 行政需要への対応

(1) 熊本地震からの復興の推進

- ・ これまで、公共インフラの復旧や被災者の「すまい」の再建、被災企業の事業再開、被災農家の営農再開など、震災からの着実な復興に取り組んできた。今後も、被災者の生活再建支援や、被害が大きかった益城町における土地区画整理事業などに引き続き取り組み、速やかな復興を果たしていく必要がある。

(2) 新たな施策の推進

- ・ 今後4年間において、県政の新たな施策にも取り組んでいく必要がある。観光戦略等の推進による人・物の交流促進や、大空港構想の実現に向けた取組みの推進、阿蘇の世界文化遺産登録に向けた取組みの推進、また令和元年度に本県で開催された国際スポーツ大会のレガシーとしてのスポーツツーリズムの推進などの新たな行政需要に的確に対応していく。

(3) 人口減少社会における市町村行政サービスの支援など社会環境の変化に応じて県に求められる役割の拡大への対応等

- ・ 今後の人口減少や少子高齢化により、人的資源や財源の縮小が避けられない中で、いかに行政サービスを継続していくのか、小規模な市町村を中心に大きな課題となっており、市町村と県、民間が従来の枠組みにとらわれず、それぞれの強みを生かして柔軟に連携していくことが求められている。県としては、各市町村の課題や意向を踏まえながら、補完機能や広域調整機能を発揮し、これまで以上に踏み込んだ市町村支援に積極的に取り組んでいく必要がある。
- ・ また、近年、気候変動により全国的に頻発している大規模災害を踏まえ、地域の防災力の強化、国土強靱化に向けた取組みが求められている。加えて、災害発生時には、自治体間での応援職員派遣といった相互協力が求められており、県にはこれに柔軟に対応できる体制も想定しておく必要がある。
- ・ さらに、児童虐待防止対策に係る児童福祉法の改正を踏まえた児童相談所の体制強化など、社会環境の変化による行政需要に的確に対応していく必要がある。
- ・ このほか、新型コロナウイルス感染症対策などの危機事案にも適切に対応していく必要がある。

2 効率的な行政体制の構築

(1) 人口減少を見据えた行政体制の効率化

- ・ 人口減少社会において、継続的に行政サービスを提供していくためには、引き続き、行政体制の効率化を進めていくことが重要である。
- ・ 限りある職員数の中で、新たな行政需要に対応していくためには、既存の組織体制の見直しや、施策の優先順位を定めた既存事業の見直しを進めることで、必要なマンパワーを生み出していくことが不可欠である。
- ・ また、これまで、行財政改革を推進する中で、民間活力の活用や庁内共通業務の集約による効率化などの取組みを進めてきた。今後は、こうした取組みに加えて、AIやRPA（ロボティクス）の活用などによる事務作業の効率化を進め、職員にしかできない政策立案や直接的な住民サービスの提供などの業務に、職員配置の重点化を図る必要がある。

(2) 働き方改革も意識した職員負担の軽減

- ・ 職員が新たな行政需要に対応し、チャレンジ意欲を持って課題に取り組み、成果を上げていくためには、職員の負担軽減を図り、一人ひとりのワークライフバランスを実現することが重要である。
- ・ 特に、働き方改革を進める中で、平成31年4月からは時間外勤務命令の上限設定も行っている。
- ・ 従来から行ってきた全庁的な事務事業の見直しに継続して取り組むことに加えて、個々の職員の仕事の進め方・時間の使い方についても、全庁を挙げて抜本的な見直しを進めていくことで業務を効率化し、総労働時間の縮減と職員負担の軽減を図る必要がある。

第3 取組の内容

1 計画的な定員管理

(1) 基本的な考え方

- ① 新たな行政需要には、引き続き、業務見直しや組織のスクラップアンドビルドを徹底し、的確に対応できる体制を整えることで、今後の人口減少を見据えた簡素で効率的な行政体制の整備を進める。
- ② 県政の最重要課題である熊本地震からの復興や、社会環境の変化に応じて県に求められる役割の拡大には、柔軟に人員確保を行うことでの的確に対応していく。

(2) 知事部局職員数の計画

【単位：人】

	参 考		令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
	平成20年 (2008年)	平成28年 (2016年)					
職員数 ※任期付職員を含む	4,820	4,108	4,218	→			4,218

市町村への技術支援(事業受託・職員派遣)について、市町村の需要により業務量変動するため、上記とは別途に管理

※ 今後、定年が引き上げられた場合には、あらためて新規採用のあり方や職員数への影響についての検討を行うこととする。

【計画数について】

①職員数(下記②を除く)

- ・ 今後の4年間において、熊本地震への対応を含めた令和2年度の職員数を維持する。熊本地震からの復興の進展に伴い、関連業務は縮小していくことが見込まれる。こうしたマンパワーを活用し、新たな行政需要に対応していくことで、職員数全体としてのマンパワーの強化を図っていく。

②市町村への技術支援

- ・ 市町村における専門職員不足への対応として、技術職員を上乗せして採用・育成し、順次、事業受託や職員派遣など、市町村の希望に応じた支援を行う。
- ・ 当該上乗せ採用数については、市町村の需要により業務量変動するため、上記①の計画数とは別途に管理する。

(3) 多様な任用形態の活用等による人員の確保

- ・ 通常の新規採用者の確保のみならず、任期付職員や会計年度任用職員等の任用など、あらゆる手法を活用しながら、柔軟に必要な職員の確保を進める。

2 行政需要に対応した組織・人員体制の整備

(1) 基本的な考え方

- ① 熊本地震からの復興や様々な行政需要に的確に対応していくための組織体制の整備や強化を図る。
- ② 事務、技術を含めた各職種の配置について、各業務の状況に応じて適宜見直しながら、人員体制の確保を進める。

(2) 主な取組み

①組織体制の整備・強化

- 熊本地震からの復興や新たな施策等を推進する組織体制の整備
 - ・復興業務に的確に対応するための組織体制の確保
 - ・人、物の交流促進に向けた観光戦略等の推進体制の整備
 - ・大空港構想の実現に向けた体制の強化
 - ・阿蘇の世界文化遺産登録に向けた推進体制の強化
 - ・国土強靱化に向けた道路、河川、排水機場等の社会基盤整備体制の強化
 - ・防災・消防体制の強化
 - ・児童相談所の体制強化 など
- 人口減少社会における市町村行政サービスの維持・向上に向けて、広域連携支援などに必要な体制として、広域本部・地域振興局の体制を適宜見直すとともに、市町村事業の受託や県職員派遣に必要な職員数について、採用の上乗せも行いながら確保する。
- そのほか、県に求められる役割の変化も踏まえ、組織体制の整備・強化を進める。
- また、新型コロナウイルス感染症対策などの危機事案には、業務継続計画（BCP）を徹底しながら、職員配置の見直しなどにより必要な職員を確保し、適切に対応していく。

②人員の確保

- 採用が困難となっている職種について、各業務に求められる適性等を踏まえ、当該業務に配置する職種を見直すことにより、人員の確保に取り組む。
- 職員の採用状況が厳しさを増す中、人事委員会と連携し、応募者の増加や辞退対策に取り組み、採用者の確保に努める。

3 行政体制の効率化

(1) 基本的な考え方

- ① 今後の人口減少を踏まえた行政体制の効率化を目指し、限りある職員数の中で、様々な行政需要に対応していくため、既存の組織体制や既存事業の見直しを進め、職員配置の重点化を図る。
- ② 働き方改革も踏まえ、全庁的な事務事業の見直しに継続して取り組むとともに、個々の職員の仕事の進め方・時間の使い方についても、全庁を挙げてより一層の効率化を進める。

(2) 主な取組み

①職員配置の重点化に向けた既存の組織体制の見直し

- 新たな組織体制の整備にあたってのスクラップアンドビルドの徹底
- 業務の進捗に応じた、熊本地震からの復興業務を所管する組織体制の見直し
- 小規模な組織や関連・類似する組織（課、班等）の再編や統合
- 広域本部における専門的、広域的機能の更なる強化
- 県出資団体の役割と県の役割を踏まえた県出資団体への県職員派遣の見直し
- 持続的な災害対応体制を確保していくための、災害待機、水防待機などの危機管理体制の見直し
- 試験研究機関の効果的・効率的な組織体制に関する検討 など

②民間活力の活用

- 指定管理者制度の導入拡大、PPP／PFIの活用
- 道路管理業務などの現業業務の民間委託の推進 など

③全庁的な事務事業の見直し

事務事業点検期間の設定などを通じて、不断の取組みとして、全庁を挙げて事務事業の見直しに取り組む。

- 管理監督者研修やチーム研修等を通じた意識改革
- 事務事業点検期間の設定による全庁的な事務事業の見直し
- 業務改善事例の共有による意識改革
- 高度情報技術を活用した効率的な会計事務の構築
- 情報システムの最適化（カスタマイズの抑制等） など

④ ICT（情報通信技術）の活用による柔軟な働き方の環境整備

勤務場所にとらわれない柔軟な働き方を可能にすることにより、業務の効率化、さらには職員の負担軽減を図るため、在宅勤務、サテライトオフィス、モバイルワークといったテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）の取組みを推進する。

⑤ 仕事の進め方・時間の使い方の見直し

令和元年12月に実施した全庁的な業務実施の実態調査の結果も活用しながら、以下の視点から、個々の職員の仕事の進め方・時間の使い方の見直しに取り組む。

○業務実施状況の傾向を踏まえた効率化を進めるべき業務の全庁的な見直し

〔仕事の進め方・時間の使い方の見直しを進める業務等〕

・資料作成事務、書類審査やデータ確認事務、所属間での照会や調査に係る事務、出張に係る移動時間 など

○全庁的な業務実施状況の調査結果も参考にした個々の職員や各所属での仕事の進め方・時間の使い方の見直し

○業務効率化、職員負担の軽減に向けたRPA、AI等の活用

【参考：総労働時間の縮減に向けた取組みのイメージ】

